

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書			
医療法人整理番号		01279	
報告期間	自	令和5年4月1日	
	至	令和6年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人仁木会		分類 から のそれぞれの項目 (は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
	分類	社団 (出資持分なし)	
分類	その他		
分類	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	
	市区町村	熊本市東区	
	町名・番地	月出4丁目6番100号	
	建物名		
		<u>従たる事務所の記載はこちら</u>	
(3) 設立認可年月日	昭和55年5月12日		
(4) 設立登記年月日	昭和55年5月16日		
(5) 理事長の氏名	姓	仁木	
	名	啓介	
役員及び評議員の人数	5		理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	<u>記載はこちら</u>		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	<u>記載はこちら</u>		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	<u>記載はこちら</u>		
(2) 附帯業務	<u>記載はこちら</u>		
(3) 収益業務	<u>記載はこちら</u>		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	<u>記載はこちら</u>		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	<u>記載はこちら</u>		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	<u>記載はこちら</u>		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>		全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	<u>記載はこちら</u>		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数							
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床	
病院	ニキ ハーティー ホスピタル		4310118874	熊本県熊本市東区月出4丁目6番100号						200		

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

注) 1 . 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2 . 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3 . 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーション クレイン		熊本市東区月出4丁目4番74号	
訪問看護ステーション コリブリ		熊本市南区江越1丁目10-18-102	
相談支援事業所 アウル		熊本市東区月出4丁目4番74号	
相談支援事業所 アウルサテライト		熊本市南区江越1丁目10-18-102	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和5年5月27日	理事会
令和5年6月10日	社員総会
令和6年3月22日	役員報酬決定
令和6年3月22日	令和6年度予算案の決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 仁木会
 所在地 熊本県熊本市東区月出4丁目6番100号

医療法人整理番号	01279
----------	-------

財 産 目 録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,376,051 千円
2. 負 債 額	310,472 千円
3. 純 資 産 額	1,065,579 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	352,921
B 固 定 資 産	1,023,130
C 資 産 合 計 (A + B)	1,376,051
D 負 債 合 計	310,472
E 純 資 産 (C - D)	1,065,579

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 仁木会
 所在地 熊本県熊本市東区月出4丁目6番100号

医療法人整理番号 01279

貸借対照表
 令和6年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	352,921	流動負債	36,912
現金及び預金	135,683	短期借入金	20,000
事業未収金	181,458	未払金	14,941
たな卸資産	3,835	未払法人税等	225
前払費用	19,716	未払消費税等	656
その他の流動資産	12,229	その他引当金	1,088
		預り金	2
固定資産	1,023,130		
1 有形固定資産	894,073		
建物	442,345		
構築物	12,359		
その他の器械備品	14,501	固定負債	273,560
車両及び船舶	0	長期借入金	273,560
土地	227,611		
その他の有形固定資産	197,257		
2 無形固定資産	16,745		
ソフトウェア	16,463		
その他の無形固定資産	282		
3 その他の資産	112,312		
その他の固定資産	112,312		
		負債合計	310,472
		純資産の部	
		科目	金額
		積立金	1,065,579
		その他積立金	30,000
		繰越利益積立金	1,035,579
		評価・換算差額等	
		純資産合計	1,065,579
資産合計	1,376,051	負債・純資産合計	1,376,051

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
 2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他」を選択すること。

法人名 医療法人 仁木会
 所在地 熊本県熊本市東区月出4丁目6番100号

医療法人整理番号	01279
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位 : 千円)

科目	金 額	
事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,158,651
2 事業費用		
(1) 事業費	1,151,236	
(2) 本部費	0	1,151,236
本来業務事業利益		7,415
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		90,114
2 事業費用		86,652
附帯業務事業利益		3,462
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		10,877
事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	14,675	14,678
事業外費用		
支払利息	3,610	
その他の事業外費用	1,088	4,698
経常利益		20,857
特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	1,220	1,220
特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		22,077
法人税・住民税及び事業税	225	
法人税等調整額	0	225
当期純利益		21,852

- (注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示) 。
 2 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3 . 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人 仁木会

所在地 熊本県熊本市東区月出4丁目6番100号

医療法人整理番号

01279

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人仁木会

理事長 仁木 啓介 殿

私は、医療法人仁木会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 19 日

医療法人 仁木会

監事 XXXXXXXXXX

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。